

第182回東京都情報公開審査会総会 議事要旨

- 会長 開催宣言、定足数の確認
- 生活文化局長 挨拶
- 各委員挨拶
- 事務局 職員の人事異動報告

< 議事 >

- 1 平成29年度情報公開制度の運用状況及び情報公開審査会の審査状況について
(事務局から資料2及び資料3に基づき説明)

[質疑応答]

(委員) 資料3の中に諮問取下げというのがあるが、何か特殊な経過とか事情があるのか、参考になるような取下げの経緯をお聞かせいただきたい。

⇒ (事務局) 個別案件の具体的な経緯については、手元に資料がないので申し訳ない。通常、諮問取下げは、審査請求人そのものが訴えの利益がないということで取り下げることがほとんどである。例えば実施機関が処分変更を行った結果、審査請求人としては満足するといったケースである。その他、一度諮問をしたが、処分変更した上で改めて諮問したいと実施機関が判断して、諮問を取り下げるケースもある。その場合は処分変更後に再度審査会に諮問が行われることとなる。

(委員) 平成25(委員)26年度、新規案件が40件台、平成27年度から60件台と20件ぐらい増えているが、公文書の開示等決定件数はあまり変わっていない。要するに、急に審査請求が多くなったということか。何か理由が考えられるか。

⇒ (事務局) 細かく分析したわけではないが、状況を見た感覚的なところで申し上げれば、審査請求のために開示請求をする請求者が非常に増えている。開示請求をしたらどんな結果でも確実に審査請求をするという特定の請求者が、一人二人ではなく複数人いるという状況がある。

(委員) それが平成27年度以降、目立つようになったということか。

⇒ (事務局) そのとおり。この3年間ぐらいでそういった特定の請求者が、かなり増えており、その結果審査請求が増えているということが考えられる。

(委員) 資料3によると、昨年11月に答申を出しているにもかかわらず、不服申立ての処理状況が審理中となっているのは、どういう状況なのか。

⇒ (事務局) 審査庁の処理状況については、こちらでは把握していない。

2 情報公開／個人情報保護審査会における審議の迅速化について
(事務局から資料4に基づき説明)

[委員からの意見(一部質疑含む。)]

(委員) ご提案自体は、結構だが、事務局もできるだけ多くの案件を審査会に上げるといふ努力が必要ではないか。

(委員) 案件により審議のやり方を変えていくことが大事ではないか。誰が見てもこの案件は結論が動かないだろうというものは早く処理していくことが大事である。また、答申の書き方ももう少し工夫をして、簡単に書けるものと、そうでないものと、書き方を考えてもいいのではないか。

(委員) 案件を何かのやり方で、これはさっと処理する、これは慎重に時間をかけるといふようなふるい分けが可能かどうか。何らかの形で可能なものは早く処理するといった方法がないか。

(委員) 整ったものから順番に出していくという考えもあり、新しい案件でも書類が整ったものは審査会に上げ、古い案件も整い次第すぐに上げるという考え方もある。

(委員) 同じような方が同じような種類の審査請求をされている案件が目立つし、類型的に同じような案件もあると思うので、それを全て同様に現行の基本形を踏襲していると、時間がかかるので、事案ごとに振り分けをして、合理化していかなければいけない。それは決して不公平に扱うことではない。

(委員) 新しいやり方では、例えば意見書の提出期間とか、審査請求人側にどういふ変化が起きるか。意見書を早く出せとかそういう話になってくるのか。

⇒(事務局) 場合によっては、今までよりも早いタイミングでということも考えられる。全体としてスケジュール感が早くなるのではないかと考えている。

(委員) 審査請求人の意見書の期限は2週間で、2週間過ぎると、意見書なしでも審議は継続したと認識しているが。

⇒(事務局) 意見書が出ていないから、審議しないということではない。

(委員) 実施機関の理由説明書提出についても出るまで待つのではなく、理由説明書がなくても審議を進めるくらいでないとだめではないか。

(委員) 理由説明書の提出を早める方法を考える必要がある。期限を決めるというのは一つの考え方だが、事案が多種多様なので、もう少し何か方法がないだろうか。

(委員) 　いついつまでに理由説明書を上げてくださいという形で、指導や通知をすることはできるはずである。どんな形であれ期間内に提出してもらうように事務体制を整えていくことは必要である。

(委員) 　案件が審査会上がってくるまでの経緯は我々は分からない。なぜ上がってこないのか等も含めて明らかにしていただきたい。

(委員) 　いろいろな方策を考えていくに当たって、事務局で資料をまとめて示していただきたい。委員も努力義務として協力する。今後とも改善の方向の検討をお願いしたい。

3 東京都情報公開条例の改正及びICTを活用した積極的な情報公開について
(事務局から資料5～7に基づき説明)

[質疑(委員)意見ともになし。]